

愛知県被災建築物応急危険度判定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震により多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 被災建築物応急危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。

(2) 応急危険度判定士（以下「判定士」という。）

前項の判定業務を行う者として、愛知県応急危険度判定士登録要綱に基づき知事が認定した者をいう。

(3) 公益法人等

愛知県建築物地震対策推進協議会の目的に賛同して入会した、公益法人等をいう。

(4) 地元判定士

市町村災害対策本部が設置された場合における当該本部設置市町村に在住する判定士のことをいう。

(5) 応援判定士

地元判定士以外の判定士のことをいう。

(応急危険度判定の実施)

第3条 市町村長は、その地域において地震により多くの建築物が被災し、必要があると判断した時は、応急危険度判定を実施する。

(応急危険度判定実施本部の設置)

第4条 市町村長は各市町村の区域で、応急危険度判定を実施するに当たり、市町村災害対策本部の中に市町村応急危険度判定実施本部を設置する。

(応急危険度判定支援本部の設置)

第5条 知事は応急危険度判定を支援するに当たり、愛知県災害対策本部の中に応急危険度判定支援本部を設置する。

(応急危険度判定実施時の県の役割)

第6条 応急危険度判定に当たり、県は次のことを行う。

(1) 県内の災害状況の把握

(2) 応急危険度判定についての国土交通省、他都道府県等との連絡調整

(3) 国土交通省及び他の都道府県に対する応援要請、並びに派遣された判定士の受入事務

(4) 判定士及び判定コーディネーターの被災市町村への派遣事務

(5) 応急危険度判定に必要な備品の調達等の後方支援活動

- (6) 公益法人等との連絡調整
- (7) 応急危険度判定の実施状況及び結果の集約、報告、情報提供
- (8) 各市町村間の調整
- (9) 他の災害復旧活動等との調整
- (10) その他必要な事項

(応急危険度判定実施時の市町村の役割)

第7条 応急危険度判定の実施に当たり、市町村は次のことを行う。

- (1) 市町村区域の災害状況の把握
- (2) 判定対象区域及び対象建築物の決定
- (3) 応急危険度判定に必要な備品の調達
- (4) 地元判定士の召集、応援判定士の要請及び受入事務
- (5) 判定実施本部の運営及び応急危険度判定の実施
- (6) 応急危険度判定の実施状況及び結果の集約、報告、情報提供
- (7) その他必要な事項

(応急危険度判定実施時の公益法人等の役割)

第8条 応急危険度判定の実施に当たり、公益法人等は次のことを行う。

- (1) 会員の判定士の確保
- (2) 対応する全国組織及び他の都道府県の組織との連絡調整
- (3) 相談窓口の開設など、各公益法人等の特性を活かした活動
- (4) その他必要な事項

(県外における応急危険度判定活動に対する応援)

第9条 知事は、国土交通省及び他の都道府県から応援要請を受けた場合、市町村、公益法人等と協力し、支障のない限り応援に努める。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるものの他、応急危険度判定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

- 1 この要綱は平成11年5月25日から施行する。
- 2 この要綱は平成13年1月6日から施行する。
- 3 この要綱は平成14年10月22日から施行する。